

都留市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月4日

都留市長 堀内 富久

都留市条例第24号

都留市議会基本条例の一部を改正する条例

都留市議会基本条例(平成25年都留市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 議会は、政策形成に市民意思を反映させるため、議会活動の報告及び市民との意見交換等の場を設けるものとする。

第5条第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。